

ケアプランセンター故郷の家・京都

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

大阪府堺市南区檜尾3360-12
社会福祉法人 こころの家族
理事長 田内 基

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(京都市指定 第2670500442号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

ご契約者の心身の状況やご契約者とその代理人等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその代理人等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 こころの家族
(2) 法人所在地 大阪府堺市南区檜尾3360-12
(3) 電話番号 072-271-0881
(4) 代表者氏名 理事長 田内 基
(5) 設立年月 昭和63年9月29日

2. 事業所の概要

- (1) 業所の種類 指定居宅介護支援事業所 平成21年1月1日指定
(京都市第2670500442号)
(2) 事業の目的 サービス計画の作成及び業者・介護保険施設との連絡調整等
(3) 事業所の名称 ケアプランセンター故郷の家・京都
(4) 事業所の所在地 京都府京都市南区東九条南松ノ木町47
(5) 電話番号 075-691-4448
(6) 事業所長（管理者）氏名 山田 善太郎
(7) 当事業所の運営方針
① 自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
② 総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。
③ 常にご契約者の立場に立って、ご契約者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。
④ 事業の運営に当たっては、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努める。
⑤ ご契約者の要介護認定等に係る申請に対して、ご契約者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
(8) 開設年月 平成21年1月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 京都市南区・伏見区・下京区・東山区
(ただし、その他の地域からの相談にも応じます。)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（12/31～1/3は休み）
受付時間	月～土 9時～17時30分
サービス提供時間帯	月～土 9時～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職

員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	0名	0.3名	名
2. 介護支援専門員	1名	1名	1.8名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援事業として次のサービスを提供します。

費用は全額介護保険から給付されますのでケアプラン料の自己負担はありません。

（1）サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を公正中立の基本理念に基づいて提供し、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③前6ヵ月間に作成した居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介各サービスの利用割合及び前6ヵ月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（上位3位まで）に付き、別紙の交付及び口頭により説明し、文書により契約者及びその家族の記名押印を受けるものとします。

※期間は前期（3月1日から8月末日）後期（9月1日から2月末日）

④介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するまでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

⑤介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について複数の指定居宅サービス事業者等の中からサービスの選択が可能であることを説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

居宅サービス計画案に位置づけた指定居宅サービス事業所の選択理由について、ご希望があれば説明いたします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその代理人等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をお支払い下さい。

また、ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合にご利用され、要介護認定申請中に死亡された時には、下記のサービス料の全額をお支払い下さい。

件数	要介護1・2	要介護度3～5
40件未満	11,513円／月	14,958円／月
40件以上	5,767円／月	7,468円／月
60件以上	3,456円／月	4,472円／月

※但し、40件及び60件以上の場合は、40件及び60件を超えた件数のみ適用

用されます。40件及び60件未満の件数には適用されません
加算について

加 算 名	金 額
初回加算	3,210円／月
入院時情報連携加算（I）	2,140円／月
入院時情報連携加算（II）	1,070円／月
退院・退所加算	3,210円／月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円／月
小規模多機能型居宅介護支援連携加算	3,210円／月
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,210円／月

※上記すべての金額は全額介護保険より支払われます。

（2）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、通常の事業実施地域を越えた地点から要した交通費の実費をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（3）医療機関に対する担当介護支援専門員の通知

ご契約者が入院となった場合については、居宅介護支援専門員と入院先医療機関との早期からの連携を促進するため、介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証、お薬手帳と合わせて保管し、入院時にご提示して頂くようお願いします。

（4）ご契約者に係る必要と認める情報の主治医等への提供

指定居宅サービス事業所等からご契約者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、ご契約者の服薬状況、口腔機能その他のご契

約者的心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、ご契約者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) ご契約者及びその代理人に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知りえたご契約者及びその代理人に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、ご契約者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、ご契約者の個人情報を用いません。また、ご契約者の代理人の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご契約者の代理人の個人情報を用いません。

事業者は、ご契約者及びその代理人に対する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 個人情報の使用目的、使用内容の変更について

事業者は、前項により知り得た個人情報の使用目的や使用内容を変更するときは、その都度文書による同意を得ることとします。

8. 虐待の防止について

事業者は、ご契約者などの人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 施設長 藤原 一臣

(2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

(3) 個別支援計画の作成等適切な支援の実施に努めます。

(4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9. 第三者評価の実施について

当施設では、当施設が提供するサービスへの評価を受けることで、常にその改善を図るため、第三者評価を受診しています。

○ 直近の第三者評価の実施状況

時 期 令和4年1月13日

実施機関 京都ボランティア協会

評価結果 施設受付で閲覧できます。

10. 苦情の受付

(1) 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 介護支援専門員 山田 善太郎

○受付時間 9:30~17:00

○電話番号 075-691-4448

また、苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています。

○苦情解決責任者 施設長 藤原 一臣

○ 第三者委員

(1) 野田 邦子 (弁護士)

大阪市北区西天満1丁目8番9号 ヴィークタワーOSAKA2908号

野田総合法律事務所 電話: 06-6316-0256

(2) 朴 錫勇 (医師)

京都市南区東九条明田町39

札ノ辻診療所 電話: 075-681-4848

（2）行政機関その他苦情受付機関

京都府福祉サービス運営 適正化委員会	所在地: 京都市中京区烏丸東入る清水町375 ハートピア京都 5階 電話 : 075-252-2152 FAX : 075-252-6310
京都府 国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地: 京都市下京区烏丸通四条下る 水銀屋町620 COCON烏丸内 電話 : 075-354-9090 FAX : 075-354-9055
京都市東山区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地: 京都市東山区清水五丁目130-6 (東山区総合庁舎内) 電話 : 075-561-9191 FAX : 075-541-8338
京都市下京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地: 京都市下京区西洞院通塩小路上る 東塩小路町608-8 (下京区総合庁舎内) 電話 : 075-371-7228 FAX : 075-351-8752
京都市南区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地: 京都市南区西九条南田町1-3 (南区総合庁舎内) 電話 : 075-681-3296 FAX : 075-681-3390
京都市伏見区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地: 京都市伏見区鷹匠町39-2 (伏見区総合庁舎内) 電話 : 075-611-2279 FAX : 075-611-1140

京都市伏見区役所深草支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地：京都市伏見区深草向畠町93-1 (深草総合庁舎内) 電話 : 075-642-3616 FAX : 075-642-3101
京都市伏見区役所醍醐支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地：京都市伏見区醍醐大構町28 (醍醐総合庁舎内) 電話 : 075-571-6471 FAX : 075-573-1505

年　月　日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意し、本書面の交付を受けました。

契約者 住所

氏名 _____ 印

契約者の代理人

住所

氏名 _____ 印
(契約者との関係 _____)

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他、ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその代理人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 緊急時・事故発生時等の対応方法について

（1）緊急時の対応

サービス提供中にご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、ご契約者の主治医に連絡するとともに、指定する先にも連絡します。

（2）事故発生時の対応

事業者がご契約者に対して行うサービス提供により、事故が発生した場合には速やかにご契約者の代理人、市町村、居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

主治医	所属医療機関名称	
	契約者の主治医	
	所在地及び電話番号	
居宅 事業所	居宅支援事業所	ケアプランセンター故郷の家・京都
	介護支援専門員	
	所在地及び電話番号	京都市南区東九条南松ノ木町47 075-691-4448
家族等	緊急連絡先の代理人等	
	住所及び電話番号	

3. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に

限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者的心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参考下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参考下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、もしくは傷つける恐れのある場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけること、あるいは傷つけるおそれのあること、又は著しい不信行為を行うこと、あるいは行うおそれのあることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

2025年4月1日 改定